

令和4年9月13日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

総務文教委員会

委員長 森 島 守 人

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 9月13日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、定員適正化計画改訂の考え方について、財政計画改訂の考え方について、魚沼ケーブルテレビの今後の在り方検討に向けた市民への現状周知・意向調査表について、ハラスメント調査結果集計について、小出地区まちなか再生事業ワークショップの開催状況について、特定空き家の状況報告について及び不祥事の再発未然防止に向けた公務員倫理の徹底と準公金取扱いマニュアルの制定について執行部から報告を受け、質疑を行った。
また、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議し、取扱い区分を決定した。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 陳情第1号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- (2) 議案第81号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第84号 小出郷文化会館屋根・屋上防水改修工事請負契約の締結について
- (4) 議案第85号 堀之内体育館アリーナ棟外部改修工事請負契約の締結について

2 調査事件

- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
 - ・定員適正化計画改訂の考え方について
 - ・財政計画改訂の考え方について
 - ・魚沼ケーブルテレビの今後の在り方検討に向けた市民への現状周知・意向調査表について
 - ・ハラスメント調査結果集計について
 - ・小出地区まちなか再生事業ワークショップの開催状況について
 - ・特定空き家の状況報告について
 - ・不祥事の再発未然防止に向けた公務員倫理の徹底と準公金取扱マニュアルの制定について
 - ・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
 - ・行政視察について

3 日 時 令和4年9月13日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、森島守人、本田 篤、(関矢孝夫議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、桑原総務政策部長、吉澤教育委員会事務局長、小島総務政策部副部長、浅井総務人事課長、山田秘書広報課長、五十嵐企画政策課長、山内財務課長、青柳生涯学習課長

8 書 記 佐藤議会事務局長、星副参事

9 経 過

開 会 (10:00)

森島委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。
本委員会に付託されました陳情について審議願います。

(1) 陳情第1号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

森島委員長 日程第1、陳情第1号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

星野委員 同じ陳情が毎年のように出てきていますけれども、今までの経過についてと、採択の結果を説明いただきたいと思います。

佐藤議会事務局長 それでは、私のほうで今までの経過について簡単に説明をいたします。こちらの陳情については、新潟県私学の公費助成をすすめる会というところから数回にわたって出されています。ポイントとなる点としましては、2020年に私立高校の授業料が無償化しております。それを境に採択、不採択のほうに分かれております。直近では、昨年度同様な陳情が出ておまして、こちらについては不採択となっております。平成30年についても同様に不採択となっており、内容については昨年度とあまり変更がありません。授業料無償化前の平成29年については採択という経過が残っています。簡単ですが、説明は以上です。

森島委員長 では、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから陳情第1号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採決いたします。お諮りします。本件は、採択することに異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり)

異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本件は、採択することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数であります。よって、陳情第1号は不採択とすべきものと決定をされました。

(2) 議案第81号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第2、議案第81号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 それでは、何点かお聞きしたいと思います。男性職員の育児休業取得が令和3年度で1件という話が本会議の質疑でありました。取得の状況及び取得率については、どの

ような認識を持っていらっしゃるのか。また、その要因は何か、伺いたいと思います。

桑原総務政策部長 取得率に対して、どのように考えているかということでございますが、少ないということを率直に感じているところではございます。この要因ですが、今のところ、比較的家庭の中で、それほど逼迫している様な状況でないというところがあるかもしれませんし、これから該当になる職員に聞き取り等をして調べていく必要はあるかと思えます。今のところはそれほど逼迫していないのではないかとこのところは感じております。

大平委員 逼迫している状況がないということですがけれども、私自身は認識というか、男女共同参画事業ということで、これらの部分についても夫婦間で協力し子育てをするという流れが、世界的にも高まっています。日本でも、どうしても育児休業に男性の参加があまりにも少ないので、せめて公的なところから率先して取り組もうということが、今までの流れにあると思います。さらに、男性職員の育児休業に関して取得率が低く、措置が必要だということで法改正があったのだと思います。逼迫している状況がないとおっしゃいましたが、実際に職員へのアンケートは今まで行っているのかどうか、そこについても1点伺いたしたいと思います。

桑原総務政策部長 該当者に対しましては、アンケート等は行ってはございません。

大平委員 ぜひ、やってください。聞き取りを行うと言いましたが、個別に聞き取りというのはいいかもしれませんが、全体的に意識がどうなっているのか、取得についてどういう状況なのか、懸念しているところがあるのか、注視するものがあるのかどうか、そこは事前に確認をしていただきたいです。さらに、これまで取得率の割合が少ないとおっしゃいました。令和3年度が1件ですが、取得の日数については過去どのような取得状況となっているのか、分かりましたら教えてください。

浅井総務人事課長 過去の取得日数の状況ですがけれども、おおむね30日未満という方が多いようです。今までの最長ですと、87日間という状況になっております。

大平委員 ちなみに、女性の方の取得日数の状況は、どの程度か分かりますか。

浅井総務人事課長 日数については、正確な数字を持っておりませんが、取得率については、ここ何年も100%という状況になっております。

大平委員 国全体でも13.2%の取得状況があつて、これは総務省としても非常にゆゆしいことだと国会でも話をしております。我が魚沼市でもそういう認識を共有し、そして、それに沿うような形で、実情はどうなっているのか、先ほど言ったように把握をし、対応していく。その対応の仕方は、事例に基づいてきちんと制度化をしたり、職員の業務が大変なのも含め、国は代替えの職員も予算措置するという話をしておりますので、そこら辺を含めて考えていただきたいということもありますが、今後のことについて、方針や考え方があれば聞かせてください。

桑原総務政策部長 今回の条例一部改正でもそうなのですが、やはり子供を生み育てやすい環境を整備していくといったところが主眼にございますので、それについては、委員のご指摘のように取り組んでいくべきであるというふうに考えております。先ほど、本市がそれほど逼迫している状況ではないというような感想を持ちましたけれども、それについては近所に祖父母が住んでいるとか、そういった状況が多いかと思えます。まるっきりの核家庭で近くに頼る人がいないといった状況が、男性の取得率に関わる場所かと思うんですが、本市においてもいろんな家庭事情があるかと思えます。あらゆる家庭事情において

も、育児休業を取得しやすいという環境を作っていくのが大事だと思っておりますので、今後も引き続き推進をしてみたいと考えております。

大平委員 最後になりますが、やはり意識啓発というのは、今おっしゃった中身の一つとして私は大事だと思います。幹部職員の方々も含め、育児については男女で共に分かち合ってやっていくというスタイルを、国も示しているパンフレットや資料等もございますでしょうから、そういうのも参考にぜひやっていただきたい。意識啓発についてお考えがあれば、それを聞いて終わります。

桑原総務政策部長 これからの意識啓発という部分につきましては、育児への男性の積極的な参加は、委員がご指摘のように、男女共同参画という側面もございます。それについては、庁内全体に行き渡るように、引き続き啓発をしてみたいというふうに考えてございます。

桑原委員 育児休暇を男性がたくさん取ったから良い悪いという問題ではないと思います。おっしゃるとおり、取りやすい環境は非常に大事だと思います。その中で、男性と女性の違いといいますか、女性は無条件で生み育てるために取りますが、男性はどういう状態で取れるのか、先ほど日数の関係はお聞きしましたが、例えば女性の出産と同時に取れるのでしょうか。その辺のところをお聞かせ願います。

桑原総務政策部長 男性であっても女性であっても、申請すれば取得のほうは可能となっております。

桑原委員 そうしたら、休暇日数も期間も、全く条件は女性と同じなんですか。

浅井総務人事課長 公務員につきましては、育休が取れる期間が3年間というふうになっております。それについては、女性と男性について区別はありませんので、基本的には同じ期間を取ることが可能ということになります。

桑原委員 個人的には、男性から育児休暇を取ってもらい、フォローするのが人口減少対策に役立つと思っています。私がまだ20代や30代の頃は、この忙しい時に何を休んでいるんだという感じで、男性が休暇を取る時はそんな雰囲気だったり、そういう上司がいました。そういった時勢は変わってはいますけれども、本当に取りやすい状態で政策を進めていただきたいと思います。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第81号について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第81号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第84号 小出郷文化会館屋根・屋上防水改修工事請負契約の締結について

森島委員長 日程第3、議案第84号 小出郷文化会館屋根・屋上防水改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 なければ、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星委員 工事期間中も使用するには問題ないのか。また、駐車場も含め、通常どおり使用できるのか1点お聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長 外部の改修でありますので、基本的には使用については支障がないということであります。駐車場についても、同様に基本的には影響がないと考えておりますが、今後工事の進捗によっては、場合によって影響があることがあれば、利用者にお知らせをしたいと思っております。

大平委員 同じ関連の質問なんですけど、今支障がないとおっしゃいました。それで、事前の委員会での説明の中で言ったかもしれないですけども、イベント等への支障という面においても、今のお話でいうと、多分支障がないと通常どおりやれるというお話だと思います。そうは言っても工事車両とか、これは生涯学習センターと同様ですが、工事期間になれば、屋根の改修なので、かなりの搬入とか、どういう状況かは分かりませんが、あるのではないかと思います。そこら辺の工事の搬入車両のうち、例えば時間を配慮するとか、あるいは休日を使うとか、いろいろなやり方があるかと思っております。その辺の工事の関連の工期に入ったところについて支障がないという話をしていましたが、若干の支障があると思われるので、そこら辺についての考え方等を聞かせていただけますか。

青柳生涯学習課長 工事の関係の支障になる部分に関しましてですが、委員おっしゃられるとおり、全くないということではないと思っております。今後、請負業者と工事の工程等の打合せがございます。そういった部分で、はっきりと決まっていく部分だと思いますが、お客様の駐車場に関しては、その部分には影響はないと考えております。裏の部分で職員等々が使う駐車場に関して、若干の支障が出るのかなというところですので、そこに関しては、打合せの中で、なるべく支障が出ない形で工事を進めていただくというふうな打合せをさせていただきたいと思っております。内部のイベント等につきましては、教育委員会事務局長が申しましたとおり、外部の工事ですので、支障がないものというふうに考えております。

大平委員 最後にしますけど、降雪時についてはやらないんじゃないかなと思っておりますが、そこら辺は降雪状況に応じてやらないのか。すなわち、いつからいつまで最初から決めないで実情に応じてやるというそういうスタイルなのか。もしくは、工期を一旦中断しますという形をとるのか、そこだけ確認させてください。

青柳生涯学習課長 冬期間の工事につきましては、委員おっしゃられるとおり、はっきりとこの期間からこの期間まで中止ということではなく、降雪の状況を見て雪解けになり工事ができる状況になりましたら、始めるという形になるかと思っております。その辺の時期につきましても、今後の工事の打合せにより決定していきたいと考えています。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第84号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第84号小出郷文化会館屋根屋上防水改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

(4) 議案第 85 号 堀之内体育館アリーナ棟外部改修工事請負契約の締結について

森島委員長 日程第 4、議案第 85 号 堀之内体育館アリーナ棟外部改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 なければ、これから質疑を行います。質疑はありますか。

遠藤委員 工事内容の中に、図面にも書かれておりますけれども、本会議でも話が出ていました。このクラックの修理の関係なんですけれども、説明では、経年によるクラックというような説明でしたが、それは間違いないですか。

青柳生涯学習課長 経年によるクラック及び地震の際に発生したクラックということで認識しております。

遠藤委員 本会議中でも質疑があった中では、地震等にふれた話がなかったもので、議員の中からはこれは経年によるクラックでなく、構造クラックが起きているんじゃないかという話が出ておりました。私も地震以降に開口部のエックス割れという一番建物でひどい割れ方なんです。この修理方法を見ますと、シリコン注入の上に塗装ということで、この辺はよろしかったですか。

青柳生涯学習課長 このクラックの補修につきましては、シリコンの注入による修理部分と、確か 1 部剥離をして、し直すという部分もあったかと思えます。

遠藤委員 では、その修理方法については、表裏を直すような、強化材を混ぜたエポキシ系の注入剤等による硬化をさせた上での処理ということで、構造対応にもなっているということで認識してよろしいのでしょうか。

青柳生涯学習課長 工法につきましては、設計士のほうで 1 度確認をして、今回発注をさせていただいています。そうした中で、場所によっては、そういった形の硬化させて上から塗るといった形の部分もあるかと思えますし、そうでない軽微な補修で済む部分もあるかと思えます。

遠藤委員 一番心配なのは、表向きの改修ということではなくて、構造クラックの場合には、芯からそこを硬化して今後そういったずれ等がないような感じと、どうしてもこの開口部の割れについては、鉄筋の斜筋の部分の不足だとか欠如だとか、いろいろ指摘されることはあるんですけども、やっぱりお色直しということではなくて、今後長きにわたって使えるような構造的な対応もしていただきたいというふうに思っています。発見された後に、よく調査をされて、見積りされていると思うんですけども、工程の中で余りにもひどかったんで、増工だとか、そんなことはありませんよね。

青柳生涯学習課長 設計の段階で、その部分につきまして、設計士とも話をした中での設計となっていますので、大きく変わるということはないものと認識しております。

遠藤委員 最後にします。どの工事においても、契約を結んでから追加契約することで議会に上がることがありますので、よほどの話の中で変化しなければならない部分等があれば別ですけれども、当初から割れの部分分かっているわけですので、その辺をしっかりと調査をしてもらって、いい値の値段だと私は信じておりますので、そのように、あまり増工等のないようお願いいたします。

森島委員長 そのように増工のないようなことで、しっかりとやっていただければと思いま

す。他に質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから議案第85号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、日程第85号 堀之内体育館アリーナ棟外部改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここで、市長は所用のために退席をいたしますが、市長に対し委員の皆さん方、何か協議事項等がありましたら、市長が退席するまでにお問い合わせいたします。何かありませんか。(なし)では、市長はここで所用のために退席をお願いします。では、しばらくの間休憩いたします。

休 憩 (10:27)

再 開 (10:28)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

森島委員長 日程第5、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事項等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定をいたしました。

(6) その他

・ 定員適正化計画改訂の考え方について

森島委員長 日程第6、その他を議題といたします。まず、定員適正化計画改訂の考え方についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 最初に日程表にはございませんが、この後の説明に関連することとして、先日、議長から市長宛てに提出をいただきました、中長期的大型事業に関する提言書への対応につきましてご報告申し上げます。9月2日付でいただきました提言書につきまして、近日中に回答書を議長宛てに提出する方向で現在準備を進めているところでございます。その回答につきまして、資料はございませんが、概要についてご説明を申し上げます。今回、提言事項として3点を挙げていただいた中で、まず提言事項の1番目と3番目にあります、「他の計画との整合を図った上での実施の見直し」ということに関しましては、とりわけ特別委員会の中でも指摘が多く、今回の提言事項に係る附帯事項の中でも示されておりました市営住宅・市有住宅について、今回の提言を踏まえて、地域の特性を生かした居住誘導、それから、高齢者が安心して暮らすことができる居住環境の実現に向けた公営

住宅等長寿命化計画を早期に改訂をさせていただきたいとする内容を盛り込む方向としてございます。また、提言事項の2番目にありました、「令和10年度までに実施しなければならない大規模事業に関して、事業費の精査を財政計画をも踏まえた上での実施計画の議会説明」ということに関しましては、財政計画の改訂に係る今後の進め方について早期に議会に対して説明する旨を回答に盛り込む方向で調整をしてございますことを、ここで報告をさせていただきます。

それでは、職員の定員適正化計画の改訂の考え方につきまして、資料を基にご説明をさせていただきます。

(資料「第2次魚沼市定員適正化計画 改訂作業について」により説明)

現行の定員適正化計画につきましては、平成28年度から令和7年度までの10か年を計画期間とする市制施行後の第2次となる計画を進めているところでございます。第1次計画では、市町村合併によるスケールメリットを打ち出しながら、職員数の削減と人件費の抑制を目指すこととして、人口規模が近い自治体の職員数を目標として計画した内容でございました。現行の第2次計画では、第1次計画の考え方を踏襲しつつ、業務量が増加傾向にある中で、定数の抑制を行政サービスの維持と両立させることを目指すこととして、組織の業務実態を溶け込ませた内容としておりますが、計画期間の中間となる5年の振り返り地点において、内容を見直す旨を議会でこれまで申し上げてきたところでございます。具体的には、社会情勢の変化や政策的変動要素などを加味して、本年度中の改訂を行うこととしておりましたが、定年引き上げなど制度改正に伴う今後の変動要素が大きいこと、また、今後の人口減少を踏まえた目標設定の抜本的な見直しが必要であることなど、それらを考慮する中で現行計画の残り期間が少なくなりつつある状況にありまして、次期第3次計画の策定作業の準備を進める段階に差し掛かっていることなどの事情が発生してございます。そうした情勢を踏まえて、計画の改訂の考え方につきまして、総務人事課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

浅井総務人事課長　それでは、第2次魚沼市定員適正化計画の改訂についての考え方を説明いたします。先ほど、総務政策部長からこれまでの経過について説明がありました。これを受けまして、今後の計画の改定については、今後改正される定年引き上げ、これが、令和5年度から段階的に65歳まで定年延長がされるわけですけれども、そうした中で、60歳到達者の配置、働き方、新規採用者の考え方を具備する必要があることや、人口減少が進む中において、今後の保育園の在り方、こちらも保育園の民営化について議論がされておりますので、そういった在り方等についても継続して検討していく必要があります。それらの検討の上では、時間を要するということから、残り期間が少ない現行計画を令和7年度までの計画ですけれども、それに反映させることが困難であるということから、今回の改訂につきましては、現状の計画値等の数値を見直し、修正することにとどめるということで考えております。第3次計画では、令和8年度以降の計画になりますが、第3次魚沼市定員適正化計画の策定に向け、今後さらに調査分析を進め、定年引き上げに伴う60歳到達者の働き方、定年延長に伴いまして、役職定年というものも新たに出てきますので、そういった方の配置ポスト、それに伴う新規採用人数の在り方、職員の年代別等も踏まえた検討、さらには、保育所等の民間委託の推進等も考慮する中において、今後の保育園の在り方と今後の情勢変動の予測、さらには本市の重点施策等も加味しながら、長期的な計

画の策定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

森島委員長　今、説明がございましたが、この考え方について何か質疑がありましたら、お願いをしたいと思います。

本田委員　説明いただきました社会情勢を考え見ると計画をつくるのが困難であるという話でありましたけれども、そもそも論としてこの令和8年度からの計画にはそれでも間に合うということなのか、それとも間に合わないということですか。

桑原総務政策部長　令和8年度から始まる第3次の定員適正化計画には、今ほど申し上げた考え方を全て反映していきたいというふうに考えています。具体的な作業につきましては、来年度から入りたいということで計画を考えております。

本田委員　今年度は、計画値の修正のみでやっていくというような話がありました。これによる予想されるデメリットはありますか。例えば、目標値に達成しない可能性が大きくなるのか、そういったところの懸案材料というのはありますでしょうか。

桑原総務政策部長　デメリットと申しますよりも、現行の第2次計画の中で、変動要素が多い部分を盛り込むということになりますと、抜本的な今の第2次計画の基本的な考え方自体も変えなければいけないといったところになるかと思えます。したがって、それらについては第3次計画の中でお示しをしていきたいということでございまして、第2次計画につきましては残り数年でございますので、それらについては今の実情を見た中で、現実的な数字を落とし込んで目標を立ててまいりたいということでございます。

森島委員長　ほかにありませんか。

横山委員　第3期の計画に向けた今後の方針ということで、今お話を聞かせていただきました。令和8年度以降まであと4年ぐらいしかないわけですが、令和8年度以降の魚沼市の人口であったり、課題であったり等々が今もたくさんあるわけですが、それらに対応できるように、今後、新規採用人数の在り方とか年代別に踏まえた検討とありますが、やはり各職員の年齢構成等々が今後非常に重要になってくるだろうと思われま。今後の新規採用も含めた中の構成メンバーや構成年齢をしっかりと見定めながらお願いをしたいということなんですが、その辺のところを1点と、それから、65歳まで定年が引き上がるということになりますと、65歳までの今まで頑張ってこられた職員の働き場所等々は、どのようになくなっていくのか、その辺のところをお聞かせください。

桑原総務政策部長　まず1点目の年代構成の考え方でございますが、当然組織が硬直化するあるいは年代別に多い少ないといったところが出てまいりますと、新陳代謝が進まなくなるといこともございますので、これについては、先を見据えた中で、人口減少も見据えた中で、適正な配置数、それを見定めた上で採用計画を立てて、それを反映してまいりたいということで考えております。2点目の定年引き上げに伴います役職定年、それに応じたポストということでございますけれども、あくまでも60歳を過ぎた職員につきましては、定年延長をする中で、当然在籍することは可能でございますので、そうした中で本人のそれぞれの意向もございまして、配置の方は中でまた考えてまいりたいというふうには思っております。当然ながら、一定の管理職のそういったものについては、それより下がることとなりますが、そこに対するポストをあてがうということまでは考えてはございません。

横山委員　今の年代構成もそうですし、それから60歳以上の定年の移行によってポストと

いうお話がありました。やはり、先を見据えて事を進めるときには、若い年代の皆さんにある程度の先を見通す力であったり、今のいろんな機器を操作する力であったり、若手の力をそれぞれ信じながらことを進めて、そこに今まで培ってきた60歳以上の皆さんからサポートしていただくような、そんな若手に事を進められるようなシステムができればいいなと私は思っていますが、それを聞かせてください。

桑原総務政策部長　これから定年引き上げに関しまして60歳を過ぎた職員、それぞれに活躍してもらいたいということではありますけれども、委員ご指摘のようにその組織の中で在籍するに当たっては、当然、若手職員への指導といったところも期待をしているところでございます。それらは、どういう配置になるかということもありますが、今後、またそれぞれ該当職員の意向もでございます。それらを含んだ中で、制度の改正については、該当職員に周知をして働き方改革も含めた中で、改めて対応してまいりたいというふうに考えております。

森島委員長　他にございませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結いたします。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)そのように決定をさせていただきます。

・財政計画改訂の考え方について

森島委員長　次に、財政計画改訂の考え方についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　財政計画改訂の考え方につきまして資料を元にご説明をさせていただきます。

(資料「財政計画改訂の考え方について」により説明)

こちらの財政計画でございますが、こちらにつきましても、現行計画は平成28年度からは令和7年度までの10か年を計画期間としているところでございます。財政計画につきましては、現行計画が第3次計画となっておりますが、第1次計画は町村合併直後の5年間、第2次計画では合併5年経過後の平成22年度から第1次総合計画の終期に合わせた平成27年度までの6年間の計画としてございました。この第2次計画では、町村合併によるスケールメリットを打ち出しながら、普通会計の財政規模を類似団体に近づけるべく、段階的に予算規模を削減する内容としていしましたが、計画最終年度の結果については目標とは大きくかけ離れる結果となったところでございます。現行の第3次計画におきましては、普通交付税の合併算定替えに伴う特例措置の廃止を見据えまして、第2次計画と同様に目標最終年度に普通会計の財政規模を類似団体に近づけるべく段階的に予算規模を削減する内容としておりまして、この財政計画についても計画期間の中間となる5年の折り返し点において内容を見直す旨をこれまで議会で説明申し上げてきたところでございました。しかしながら、コロナ禍をはじめとした社会情勢に大きな変化が生じていることや、懸念されておりました普通交付税の減少幅が、当初の想定よりもそれほど影響が出ていないといったような状況が見られております。こうした中で、行政改革を理由に過去に残して手を付けてこなかった事業などが山積をしておりますが、次の世代に先送りできないものであることなど、今回の中長期的大型事業に係る議会からの提言を踏まえた内容

として、今後の事業実施計画を立案する必要があると思いますが、連動する定員適正化計画とともに、今後の人口減少を踏まえた目標設定の抜本的な見直しが必要である中、現行計画の残り期間が少なくなりつつある状況にあって、次期第4次計画の策定作業の準備を進める段階に差し掛かっていることなどの事情が発生しているところでございます。そうした情勢を踏まえまして、計画の改訂の考え方につきまして、財務課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

山内財務課長 財政計画の改訂の考え方について若干説明させていただきます。今ほど総務政策部長からお話がありましたとおり、現行の計画期間というもの、令和7年度に満了ということになっておりまして、その後、第4次計画に移行するということを考えますと、現行計画で第3次計画の令和3年度から令和7年度までの改訂を令和4年度中に行うとしても、計画期間の中間を経過した残りの3か年分の財政計画となってしまいます。なお、この期間においても先ほど説明いたしました、公務員の定年引き上げなどが行われることにより、本計画と連動する定員適正化計画についても、抜本的に見直す必要が生じてきます。また、新規採用予定及び定数管理の考え方と整理が来年度以降にずれ込む予定であること。加えて、事業量の増加や財源の確保など変動要素が大きく、長期的な財政見通しを立案する上で、議論と精査が求められ、それらを現行計画に反映させるより令和8年度からの次期第4次計画の策定に盛り込むほうが、より現実的な財政見通しの目標が試算できることから、現行計画の改訂版はその後の情勢変動と予定している大型事業を踏まえた数値の置き換え、時点修正にとどめることとしたいというふうに考えています。変動要素といたしましては、昨今の燃料代や電気代の物価高騰などによりまして、いわゆる義務的経費と言われるような部分が大幅に高騰しております。また、建築資材につきましても、同様に大幅に上昇しておりまして、それらを含めて、事業計画の中に盛り込むことというのが、現時点ではなかなか難しい状況になっています。特に燃料費、電気代などにつきましては、どの程度の期間、これが続くのかというのが、全く今は見通せない状況にあります。2点目としましては、コロナ感染症によります国の対策、これらによりまして、矢継ぎ早に国のほうから大きなお金が交付されております。そちらに対応するため、当初予算で全く予定していなかった部分に、非常に大きなお金が注ぎ込まれるというような状況がありまして、いわゆる財政計画として数字を示すのに非常に難しい状況にあるということになります。施設機能の再編統廃合と不用施設の解体ということになりますが、こちらは中長期的大型事業に係る提言を踏まえた今後の取組を通して反映させていくこととなりますが、同時にまた既存施設の適正管理という面におきましても令和4年度中にアドバイザーを招聘しまして、一部適正管理の計画を見直すこととしております。そういったものの情報が令和5年度以降に入ってくるという状況下でありまして、今現在、令和4年度中に抜本的な改訂をするということは困難な状況にあります。また、財源のほうとしましてはこの計画を策定した時点では、これほど大きくなるとは想定をしていなかった、ふるさと結基金の収納がありまして、こちらのほうがいわゆる歳入全体を非常に大きく押し上げています。20数億円という形で歳入増になっております。これらを適切に各事業に配分しながら計画を立てていくということは、現時点では、ここまで数字が大きくなってきたのはここ数年のことですので、現段階では手がついていないため、計画ができるという状況にまでは至っていないということになります。非常にできない理由ばかりお話

しして大変申し訳ないと思いますけれども、こういった状況がありますので、令和8年度以降の抜本的な改訂に向けて、これら全てを織り込んだ中で取り組んでいきたいと考えております。令和5年度には、次期計画に着手して策定を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

森島委員長　　今ほど説明がございました。これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

桑原委員　　確かに言われることは、もっともなところがあるんですが、説明の中であったアドバイザーについてはどういった方々を設けるのかと、調査はどの程度考えているかということです。調査をしていかないと、やはりだめだと思います。その状況が全然違うということは確かに分らないですけども、ただ、どの程度調査を行って、それに持っていくかというのが非常に大事で、個人的には非常に調査が足りないと感じています。その調査によってその次も決まっていくので、そのときになったからといって、何か慌てふためいている感じがします。その2点をお聞きしたいと思います。

桑原総務政策部長　　アドバイザーという部分につきまして、あくまでも現在検討という段階でございまして、具体的にどなたをとどこまでかは考えておりません。冒頭の説明に申しあげましたように、いろいろな情勢等、それらの条件が変わってきている部分がございますので、それらをそろえた中で、まず内部で検討できる部分は検討し、また今までの計画で先ほども出ましたが、類似団体等で持っている数字等もありますので、それらを参考にしながら、魚沼市の特性を考慮した上で対応してまいりたいというふうに考えております。

桑原委員　　どういう人というのは誰だということではなくて、どういう立場というか、資格ということも含めてありますか。

桑原総務政策部長　　今おっしゃった部分も含めて、これからいろいろと検討させていただきたいと思います。どういった方がアドバイザーに就いていただけるのかということもまだはっきり決めたわけでもございませぬので、来年度の作業に当たっての段階になるかと思っております。実際計画を作る上では、先ほど申し上げたようにアドバイザーに頼るだけではなくて直営できる部分が大半かと思っております。意見の参考にするというところを、これからどの部分に絞っていくのか、その点については、まだ白紙というような状況でございますので、これからの検討ということにさせていただきたいと思っております。

横山委員　　今、考え方についてお聞かせいただきました。変動要素がたくさんあるわけですが、その中のふるさと結基金がいつまで続くのだろうかという不安視も私はないばかりではないんです。その辺のところも、これからはある程度頭に置きながら、今たくさん魚沼市に寄附いただいてありがたいわけなんです、これだけに頼るということを想定してしまいますと、次のことができない部分もあるのかなと思いますので、これらについてどんなお考えなのかお聞かせください。

桑原総務政策部長　　ふるさと結基金につきましては、委員のご指摘の部分と私も全く同じ考えでございまして、これが未来永劫続くという部分では考えておりませんが、あくまでも臨時的な措置という部分での対応でございしますが、そういう考え方を持って危機感を持って、対応してまいりたいというふうに思っております。

横山委員　　私もそう思います。それで、財源の確保なんですけど、国からさまざまな交付金

等々で今支えられているなということが分かります。そこでやはり魚沼市として財源を稼ぎ出す仕組みをつくらないと頼り過ぎていても、ふるさと結基金がなくなった場合にはだめになるので、今その下準備がいろいろとされているのではないかなと私は思っています。魚沼市の魅力をいかに発信して、外貨を稼ぎ出す仕組みがやはりきちんと定着しないと、市民生活も活性化しないし、たくさんある課題も解決できない。やはり稼ぎ出す仕組みで市民の動きを作ることが大事なかなと思っていますので、その辺の稼ぎ出す仕組みづくりについては、どのように考えているのかということをお聞かせください。

桑原総務政策部長 財政力指数が県内でも低位にあるといったところは十分課題であると認識しておりまして、委員ご指摘のように自主財源の確保はこれからやっていかなければならないということでございます。今考えていることではありますが、すぐには結果は出ないかとは思いますが、企業の競争力強化に向けた支援を今進めておりますけれども、そういったものを進めると同時に、将来の人材の確保と育成、それが非常に大事になってくるということで認識をしております。それらに加えて、外貨獲得ということでいきますと、やはり観光を中心にした取組というところも、並行して取り組んでいきたいというところで考えております。

横山委員 ということは、もう1つの財源の確保という中では、先ほどのアドバイザーというところの話がありましたが、これはアドバイザーといっても、それぞれがやはり今までの在り方を考えて検討して、どこを節約するのか、どこに金をかけるのか、そういうふうなことが行政を含めて一般市民にもそれは言えるのかなというような気がします。例えば、変動要素の中で、燃料費電気代が高いとこの原因はどうなっているのか、安くするにはどうすればいいのか、節約しなければ魚沼市民だけではなくて、世界中を含めて大変なことになっているわけですので、やはりそういう意識変革をしつつ外貨を稼ぎ、そして節約する部分と使う部分と、やはりメリハリをつけながらやることを行政等々が率先してやることも一つの方法かなと思いますが、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長 いろんな取組がこれから考えなければいけないというふうには思っていますけれども、特に先駆的な取組として、今ご指摘いただいた部分も含めて多角的にどういった取組ができるかというところを今具体的に申し上げられませんが、それらはこの第4次計画の中で反映してまいりたいというふうに考えております。

本田委員 前回もこの財政計画について説明があって、また今回ございました。私もそのときにちょっと突拍子もないことを発言させていただいたんですけども、そもそも財政計画が必要なのかということでもあります。この財政計画が作られるようになったのは6か町村合併当時、多額の借金があったので、そのときの新市長が財政計画を作って財政指標の適正値を目指してやっていたということが経緯だったと思います。そういった意味合いを含めると、目標値は達成できた。今後、将来負担比率は多少上がるにしてもそのような状況になるので、むしろ財政計画を立てないほうが機動的な運用ができるんじゃないか。特に、これから先ウクライナもあるし、景気後退、円安など不確定要素もたくさんあるので、やはり直近の大きな課題を解決することに専念していくことがよりよい財政計画になるんじゃないかと思っています。こんな極端な視点での指摘があったら、どのように判断いたしますでしょうか。

桑原総務政策部長 ご指摘の部分は、分からなくもないんですが、ただ市の財政を長期的に

シミュレーションしていくということについては、総合計画の実施計画を進める上では非常に重要だというふうに思っております。今回提言をいただいた中長期的大型事業につきましても、元はと言いますと、今後どういった事業が予定されているかというところを10年ぐらいのスパンで把握したいといったところでも出したものでございました。それらがなければほかの計画との整合、連動というところも考えることもできませんので、今ほど申し上げた、特に総合計画が一番大きいわけですけれども、それらについては策定する上でどうしても欠かせないものというふうに考えております。

本田委員 説明について了解いたしました。前は伸びる、今回は時点修正と聞いたけども本当にできるのかというのが不安だったものですから、それだったらということで聞いたんですけれども、時点修正で私はいいいと思いますので、これも期限をきちんと令和8年からできるというふうにとってよろしいんですね。

桑原総務政策部長 これにつきましては、私どものほうでも必ず作ってまいるといったところで臨んでいるところでございます。なお、現行計画については今ほど委員ご指摘のありました時点修正での数字の置き換えというところでは、やはりこれから1年、2年、3年という部分では特に令和5年度の部分はこれから予算編成作業を行ないますので、そういった中で見通しがつかず、あと継続費の設定ですとか、今後予定されている大型事業、そこから歳出ベースであります。現行計画の期間内での時点修正はできるかと思えます。問題は、そこから先の第4次計画でございますけれども、そこについては今申し上げたとおりでございます。様々な変動要素を含んだ上で、長期的な見通しを立てていきたいというふうに考えています。

森島委員長 ほかにありませんか。(なし) ないようありますので、これで質疑を終結させていただきます。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) では、そのように決定をさせていただきます。ここでしばらくの間休憩といたします。

休 憩 (11:02)

再 開 (11:10)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・魚沼ケーブルテレビの今後の在り方検討に向けた市民への現状周知・意向調査表について

森島委員長 次に、魚沼ケーブルテレビの今後の在り方検討に向けた市民への現状周知・意向調査表についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 魚沼ケーブルテレビの今後の在り方につきまして、検討作業に着手することに対しましては以前の総務文教委員会におきましてご説明を申し上げたとおりでございます。具体的な検討を進めるに当たりまして、現在の堀之内地域におけるケーブルテレビ加入者全員と堀之内地域の未加入者及び市内ほかの地域の市民の無作為抽出者1,200

人宛てにそれぞれ意向調査を実施することとしておりますので、ご説明を申し上げます。なお、調査期間でございますが、今月中旬以降に個別に調査用紙を発送いたしまして、10月20日を回答期限として返送いただく内容としております。回答内容を集約し分析を行った後、年内の委員会におきまして、それをお示しをした上で検討に入りたいというふうに考えています。

調査の詳細につきましては、秘書広報課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

山田秘書広報課長　それでは私のほうから概要説明をさせていただきます。6月22日の委員会にお示したスケジュールのとおり、魚沼ケーブルテレビの今後の在り方については9月に市民周知及びアンケートの予定としておりまして、その予定に基づきまして実施させていただきますものです。

(資料「魚沼ケーブルテレビをご存知ですか?」「魚沼ケーブルテレビ」に関する市民アンケート)により説明)

森島委員長　では説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

星委員　アンケートなんですが、この設問はもう決定で、検討の余地はないものなのでしょうか。

桑原総務政策部長　まだ発送してございませんので、どうしてもこういったところが必要ではないかといった議論がこの委員会の場でありましたら、参考とさせていただきたいと思っております。

星委員　少し参考にしていただければと思うんですが、加入者用の設問8の解答欄のところですけど、5つ選択できるようになっていると思います。この設問は非常に大事なところだと思うので、もっと明確に、1番の「増額の金額に関わらず加入」はいいと思います。2番目の「現行料金の2倍以下であれば加入する」もいいと思います。3番目と5番目が、私は微妙かなと思いますので、4番目に「現行料金の2倍以上であれば解約したい」とこの3つぐらいのほうの方が分かりやすいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長　この加入者につきましては、利用料金云々以前に、難視聴対策でどうしても加入しなければテレビが見れないといった地域もあるかと思っております。それで、このような設問とさせていただいたところでありまして、加入せざるを得ないため利用料について何とも言えないという表現にさせてもらったところでございます。

星委員　非常にこう、はっきりしないかなと思ったんですが。

桑原総務政策部長　1番目の「増額の金額に関わらず加入する」というのは、どうしても積極的な加入というところを意図しており、その3番目の「加入せざるを得ないため、利用料については何とも言えない」というのは消極的な加入ということではありますが、分かりにくいということで今ご指摘いただきましたので、この表現については改めて持ち帰り、どういう方法がいいかというのを考えさせていただきたいと思っております。

桑原委員　1点だけお聞かせください。このようなアンケートは初めてなのか、今までの調査についてお聞かせください。

桑原総務政策部長　これまで、それぞれ自主放送側の独自番組の部分についての満足度、そういうものについては調査をしてきたことはございましたが、料金設定がどうだとか、

あるいは加入してない方について魚沼ケーブルテレビを知っているかどうかといったところも含めて今後の方針決定に関わる部分まで踏み込んで具体的に調査するのは今回が初めてでございます。

森島委員長　ほかになければこれで質疑を終結いたしますが、よろしいですか。(異議なし)

本件については引き続き調査することで、異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をさせていただきます。

・ハラスメント調査結果集計について

森島委員長　次に、ハラスメント調査結果集計についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは、資料はございませんが、先日庁内で実施をいたしました職員のハラスメント調査の集計結果につきましてご報告を申し上げます。調査につきましては、8月5日から8月31日にかけて、会計年度任用職員を含む全職員を対象に、ウェブでアンケートを実施したものでございまして、650人が回答をいたしました。

まず、最近1年くらいの間でハラスメント被害に遭った経験があるかどうかといった質問を設けたところでございますが、これにつきましては43件があると回答しております。その内訳といたしましては、パワーハラスメントが29件、精神的嫌がらせのモラルハラスメントが26件、セクシャルハラスメントとマタニティーハラスメントがそれぞれ1件、複数回答もございまして、この中には職員以外からの、いわゆるお客様からのカスタマーハラスメントを連想させる回答も含んでございます。

また、別の設問で、最近1年くらいの間でハラスメント被害に遭った頻度について尋ねたところ、数か月に1回というものが最も多く12件、続きまして、1週間に1回程度が9件となっております。ほぼ毎日という回答も7件ですがあるところがございます。このハラスメントを行った者についての設問では、上司が最も多く、その次に先輩ということだったんですが、先ほども申し上げましたように後輩や部下、あるいはお客様といった回答もありました。

今回、回答があった具体的なハラスメントの内容につきまして、自由記述のところもありましたので、そこを確認させてもらった内容を見ますと、指導方法ですとか、叱り方を問題視しているものですとか、話し方や口調が気に入らない、冷たい対応、そういったものを指摘しているものなどが多く見られたところがございます。

これらを含んでですが、職場内の人間関係ですとか個人間の相性が悪くて、人間的に嫌いな相手からの指示・指導を不快に感じてそれをハラスメントと感じているような回答例も中にはうかがえるところがございます。

なお、今回は無記名のアンケートでございまして、回答者を特定することができないということもありますので、実際に行われたハラスメントの程度や状況を確認することはできませんが、相談窓口としております総務人事課のほうには、この1年間ハラスメントの関係で相談をしてきた職員はおりませんでした。このため、窓口相談してきた職員がいなくてもかわらず、こういう結果が出てきたということについては、非常に残念に思っているところでございます。

なお、今ほどの報告につきましては、現時点におきます単純集計でありまして、結果の分析と検証についてはこれからの作業となりますことをお断りをさせていただきます。今後、ハラスメントの撲滅に向けて職員研修の実施を検討しておりますし、また相談しやすい環境づくりに向けて努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。報告につきましては以上でございます。

森島委員長　これは中間報告というようなことですので、きちんとした集計あるいはその後というようなことになろうかと思えます。今、総務政策部長のほうからお話がありました、ここだけは聞きたいというのがありましたらお願いをしたいと思います。委員の皆さん、ありませんか。

星野委員　43人のパワハラがあったというアンケートでありました。これからの分析作業というお話ではございましたけれども、個人情報でありますので内容の詳細までは必要としませんが、年代別また男女別など、そして消防局・保育園など、その辺の内訳ぐらいの集計は出してもらうことはできますでしょうか。

桑原総務政策部長　今後、分析作業に入るところでございますが、今ほど委員がご指摘の部分につきましても、当然集計する中で出していきたいというふうに考えております。

大平委員　相談窓口で相談していた方はゼロということで、この窓口の相談についてはどういう形で行っているのでしょうか。ウェブ等を含むのか、それとも、別個で行うのか。24時間受け付けているのか、あるいは勤務時間内でしかできないのか。いろいろと方法はあるかと思えますが、実情はどうでしょうか。

桑原総務政策部長　24時間ということではないんですが、総務人事課の職員が対応をするということでございますし、当然保健師も間に入ることもございます。そうした中で、いろいろな状況を聞き取るということは終始努めているところでございます。これがどういう体制でと言いますと、普段の勤務時間内に総務人事課の職員が行っているということでございます。

大平委員　今後は相談しやすい環境の整備を考えていくと思えますが、この時間については、例えば勤務時間以外でいつでも対応できるような体制が必要ではないかと思えます。こちら辺の考え方については、何かお考えですか。

桑原総務政策部長　相談の方法については、直接電話でも来庁でもメールでも、いずれの方法でも受け付けております。24時間対面ということではできませんけれども、例えばグループウェアの中でのメール、そういったものでは24時間受け付けることはできます。総務人事課の担当宛てにそういった相談があれば、メールで承っております。

森島委員長　ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結いたします。

本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をさせていただきます。

・小出地区まちなか再生事業ワークショップの開催状況について

森島委員長　次に、小出地区まちなか再生事業ワークショップの開催状況についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　小出地区まちなか再生事業ワークショップの開催状況についてご

説明させていただきたいと思っておりますけれども、その前に1点、ご報告があります。桑原委員のほうから会期外の委員会時に提出をいただきました、生涯学習センター（仮称）の設計業者への質問についてであります。こちらの回答については現在設計業者のほうで作成中であります。設計業者のほうから回答があり次第、後日報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明については企画政策課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長　それでは、小出地区まちなか再生事業ワークショップの開催状況について、報告いたします。この件につきましては、前回の委員会におきまして3回目までの報告をさせていただいておりますので、本日は9月3日に実施しました4回目の開催状況について報告いたします。資料をご覧くださいと思います。

（資料「小出地区まちなか再生事業ワークショップの開催状況について」により説明）

森島委員長　今の説明につきまして、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。

本委員会にて、本件について引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定をさせていただきます。

・特定空き家の状況報告について

森島委員長　次に、特定空き家の状況報告についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　それでは、特定空き家の状況報告についてでありますけれども、今後予定しております特定空き家の解体について説明するとともに、特定空き家についてどのようなものかというのを再度、ご説明させていただきたいというふうに考えております。また、現在行っております空き家の調査の進捗状況についても、あわせてご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、配付した資料の1ページ目をご覧ください。

（資料「特定空き家等に対する措置の具体的な手続」により説明）

森島委員長　今ほど状況報告がございました。これから質疑を行いたいと思っております。このことについて、何か皆さん方から聞きたい点がありましたらお願いいたします。

本田委員　今後の運びとしては、恐らく行政代執行によって市で建物を除去する。その後というのは、売却という利活用の価値があるというふうに書いてあります。売却をして補填をするというようなことでしょうか。

小島総務政策部副部長　行政代執行ではなくて、今回は略式代執行ということで、所有者が確知できない場合というところに該当いたします。次の土地を売却する云々の話でありますけれども、解体後に更地になった場合につきましては、相続財産管理人というのを裁判所に選任を申し立てをします。そこで土地が売れた場合については市のほうで立替えた解体費用を請求してまいりたいというふうに考えております。先日の補正予算の際にもお話をいたしましたけれども、工場部分については法人の名義でありまして、土地については個人の名義になっております。ですので、居宅の部分（個人名義）の解体費用については

請求ができますが、法人の部分は残念ながら請求ができないということになっております。それから、この方は、ほかにも借金といますか、市税の滞納があるということですので、それらを除いた後の残ったお金から請求するということになりますので、どれぐらい回収できるかというのは最終的にはならないと分からないという状況であります。

本田委員　この事案というのは、差し押さえして競売みたいなものにかけるとか、できないんですか。1円ですとか、処理できないのかなと思いますが。

小島総務政策部副部長　私が税務のことはそこまで詳しくはないので、差押えができるかどうかは、調べないと分かりません。

本田委員　調べてください。

森島委員長　今ほどの件については、また後ほど調べてお願いをしたいと思います。ほかにありますか。

桑原委員　回収できないという話の中で、ただそれがいつまでも宙に浮くわけではないと思います。国に寄贈ということになるような可能性もないわけではない。持ち主がいなくなったり市が回収できない部分は最終的に国のものになるような、そういう状態になるのではないかと思ったときに、例えばですけれども国からそういう補填とかないのでしょうか。

小島総務政策部副部長　それは、解体に対する補助金とかがあるかということなんでしょうか。それでも回収できない場合は国のほうで何か補填がされるのではないかと、という質問と受けたんですけれども、今のところ国のほうで回収費が見込めないからといって補填されるといったものはありません。

桑原委員　それは分かるんですが、市が回収できない部分が明らかにあって、それが変な話、宙に浮くというか、持ち主はいないし、会社は倒産するし、みんな相続を放棄しているじゃないですか。ですから、その辺のところは調査不足なんです、それが結果的にどなたかの財産になるのではないかと思うんです。極端に言うと、国のものになることがないかと。その時に、市と国がやり取りできないのかなというところがあるんですが。

小島総務政策部副部長　土地が売れた後の残ったお金、ということなんでしょうか。

桑原委員　違うんですが、この質問はこれでいいです。後で個人的に相談に行きます。

もう1点は、罰金制度があるという話を聞いています。それは特定空き家も同じかもしれませんが、普通の一般の空き家もそうですが、空き家は壊せないからそのままになっているんですが、そういう罰金に対して回収できないときは、どう考えていますか。仕組みとか、お聞かせ願いたいです。

小島総務政策部副部長　罰金というのはどういうことですか。

桑原委員　例えば、市が解体命令とか出せるじゃないですか。その時、言うこと聞かないじゃないですか。解体に限らず、なんでも、そういった言うことを聞かない人に対して、ペナルティーが科せられるんですけれども、それについてです。

小島総務政策部副部長　それについては、当然請求をしていかなければいけないと思います。それでも回収できない場合については、回収されるまでは未納になると思います。

森島委員長　では委員の質問については、委員のほうで個人的に副部長とご検討いただいて、この委員会の中でまたお話していただければと思います。よろしくお願いたします。このことについては、ほかにございませつか。(なし)なければ、これで質疑を終結させていただきます。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議な

し)では、そのように決定をさせていただきます。

・不祥事の再発未然防止に向けた公務員倫理の徹底と準公金取扱いマニュアルの制定について

森島委員長 次に、不祥事の再発未然防止に向けた公務員倫理の徹底と準公金取扱いマニュアルの制定についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 昨年発覚いたしました、元職員による公金外横領事件を受けまして、再発防止を徹底するため、いわゆる準公金取扱いマニュアルを制定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

先の不祥事につきましては、既にご案内のとおり、議会事務局長をリーダーとした特命チームにより事件の全容解明を行ったところでありまして、これについては既に報告をさせていただいたところでございます。

もう一つ、監査委員事務局長をリーダーとした特命チームにおきまして、公金以外の現金会計を職員が抱えている状況の実態把握と再発防止策の策定作業を進めてきたところでございます。このうち、公金外現金の取扱い実態については、4月15日の総務文教委員会におきまして途中経過をご説明申し上げたところでございますが、本日は実態調査の結果も含め、再発防止策としてこのたび制定をいたしました準公金取扱要綱について、総務人事課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

浅井総務人事課長 それでは、お配りしました資料に基づいてご説明いたします。

(資料「再発未然防止チーム調査結果等」「魚沼市準公金取扱要綱」により説明)

要綱の説明は以上でございますが、こちらの要綱については職員に周知するとともに、10月に全職員を対象とした倫理研修を昨年に引き続き実施する予定であります。そちらの際に、この準公金取扱いについてこの要綱を説明することで、各課に徹底をさせるということで考えております。また、プライベート会計については先ほど禁止することはできないということでお話しましたが、こちらについてもその取扱いについては十分注意をするようにということで、職員倫理研修の中で説明をするという予定にしております。

森島委員長 委員の皆さんに申し上げます。正午になりましたが、引き続き開催させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし)では、よろしくお願いいたします。

今ほどマニュアルの制定について説明がございましたが、このことについて質疑がございましたらお願いいたします。

桑原委員 追加した項目としては、今までのものに対してどれくらいあるのか。細かい内容は結構です。

森島委員長 初めての要綱です。不正をしない、させないための要綱ですので、それを履行していただければということだと思います。

桑原委員 認識不足ですみませんでした。今まで何回かこういうことがあったので、最低限のものがあつたかと認識していたんですよね。ですから、新たに付け加えたものがあるかと思い、今そういう質問をしました。

森島委員長 準公金ということです。その辺について、総務政策部長からお願いします。

桑原総務政策部長 委員がご指摘のところについては、以前の不祥事は全て公金に関する不祥事でした。従いまして、公金の取扱いについて厳格にしていこうというところは、それぞれ周知徹底を図ってきたところでありましたが、昨年発覚した不祥事につきましては公金以外のお金でございますので、それについての規定を今回設けさせていただいたということでございます。

桑原委員 そうしたら、公金と準公金は多少違いますけれど、公金についてはしっかりしたものがあるということでしょうか。

桑原総務政策部長 用意してございます。

森島委員長 ほかにございませんか。(なし) なければ、以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。(異議なし)

・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

森島委員長 次に、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてであります。これを議題といたします。前回の委員会で取扱い区分について案を示させていただきました。委員の皆さんから区分の変更について持ち帰り、9月5日までに確認をしていただくことになっておりました。その変更の申し出がありませんでしたので、案のとおりとさせていただきますが、よろしいですか。(異議なし)

その中で、米印の部分の英語検定料補助金について、事務処理が教師の負担となっており、市で事務処理の支援等を検討していただきたいという内容がありました。このことについて、吉澤教育委員会事務局長からお話をさせていただきたいと思えます。

吉澤教育委員会事務局長 英語検定補助金の事務につきましては、現在、基本的に中学校で取りまとめられているという実態であります。それを受けてのこちらのご意見かと思いますが、結論といたしましては、現在のところ同様の取扱いをお願いしたいということになります。いずれにしても、教育委員会事務局と学校の間の事務処理の取扱いでありまして、申請者・保護者に対する負担は増えないようにというふうに考えておりますが、取扱いとしては今のところ現行通りというふうに考えております。

森島委員長 この点について、何かお聞きしたい点がありますか。(なし)

では、当委員会の、市民の声を聞く会の意見・要望についてはAでありますけれども、スポーツ指導員、あるいは部活動の教員負担についてと3点ありますので、今後これを当委員会で取り上げ検討させていただくということによろしいでしょうか。(異議なし) では、本件については以上といたします。

このほか、執行部から報告事項等はありませんでしょうか。

桑原総務政策部長 時間がない中で大変申し訳ございませんが、1点だけ報告をさせていただきます。政府が物価高騰対策といたしまして、所得が少なく市民税が非課税となっている世帯に対しまして、1世帯当たり5万円を給付する旨の報道が先日あったところがございます。現在、実施内容の詳細に関しまして、担当課のほうで情報収集をしているところがございますが、これから国からの実施要領等に従いまして、予算の追加補正をお願いすることになるかと思えます。

いずれにいたしましても、詳細については国からの連絡を待ってからということにはなりません。本定例会会期中に予算の追加補正の必要性が生じた場合におきましては、本定例会会期中に補正予算を追加をお願いすることになるかと思われまますので、その点を含みおきいただきますよう、よろしくお願いをしたいと思ひます。

なお、取扱いにつきましては、福祉支援課を予定してござひます。以上、よろしくお願ひいたします。

森島委員長　このことについては、以上とさせていただきます。ほかに、委員の皆さんから執行部に対してご意見、協議事項等はありませんか。

星野委員　時間がない中すみません。2学期が始まったわけですけれども、夏休み中にコロナ以外で児童・生徒に事故等問題になる点はなかったでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　夏休み期間中における小中学校の大きな事故・事件等の報告は、今のところ受けていません。

森島委員長　ほかにござひませんか。(なし)

・行政視察について

森島委員長　では次に、行政視察についてを議題といたします。行政視察について、議会事務局長から説明をさせます。

佐藤事務局長　前回の委員会で報告いたしました、八王子市につきましては今のところ受入れのほうをいただきました。日程は11月10～11日を予定しておりますが、この八王子市のほうが11日となります。10日について、調布市で調整しておりましたが、すみませんがお断りの連絡がきました。先ほども話題になりました、空き家対策の先進地である群馬県みどり市のほうに当たっております。もう1件、対象と考えているところではござひますけれども、2件もしくは3件ぐらいでの行政視察で進めたいと思ひます。決定いたしましたら、また皆さん方のほうに連絡をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

森島委員長　この件については、2件ないし3件というようなことでお願ひします。そのようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。(異議なし)では、以上で本日の日程は全て終了させていただきます。委員の皆さんから、ほかに意見、協議事項がなければ閉会とさせていただきます。なお、本日の会議録の調整については、委員長に一任願ひたいと思ひます。ありませんか。(なし)では、これにて閉会とさせていただきます。

閉　　会 (12 : 12)